

諮問番号：平成31年（処分）諮問第1号

答申番号：令和3年答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）には、A（以下「A」という。）とB（以下「B」という。）について、住民基本台帳事務処理要領第5の10に基づき、現時点においても支援措置を継続する必要があるか否かを再調査し、その調査結果を踏まえた上で、Bについてなされた審査請求人C（以下「審査請求人」という。）の戸籍の附票の写しの交付申請に応じるか否かを再検討するよう勧告する。

第2 事案の概要と事実の経緯

1 事案の概要

本件は、審査請求人が、その子どもの戸籍の附票の写しの交付を求める事案である。

2 関係者

- (1) 審査請求人は、〇〇〇〇に居住する男性である。
- (2) Aは、審査請求人の妻であった者である。
- (3) B（〇〇年〇〇月〇〇日生）は、審査請求人と、Aの長女である。

3 婚姻と子どもを巡る事実の経緯

- (1) 審査請求人と、Aは、〇〇年〇〇月〇〇日、婚姻の届出をした。
- (2) その間には、〇〇年〇〇月〇〇日、Bが出生した。
- (3) 審査請求人は、〇〇年〇〇月、〇〇〇〇に自宅を購入した。審査請求人と、A、Bは、以後、同所で暮らした。
- (4) Aは、〇〇年〇〇月〇〇日、Bを連れて別居した。

(5) ア Aは、〇〇年、離婚を求める本訴を、審査請求人は、〇〇年、離婚を求める反訴を、いずれも、〇〇家庭裁判所に提起した(以下「本件離婚等に係る訴え」という。)

イ 同裁判所は、〇〇年〇〇月〇〇日、上記訴えについて、「審査請求人とAを離婚する。Bの親権者をAと定める。」との内容の判決を言い渡した。

ウ なお、Aは、本件離婚等に係る訴えの本訴において、「審査請求人から、人格を否定する暴言や暴力を日常的に受けた。また、一方的に不貞行為を疑われ、暴力や嫌がらせを受けた。」と主張して、審査請求人に対し、損害賠償を求めたが、〇〇家庭裁判所は、上記事実を認めず、その請求を棄却した。

エ 審査請求人と、Aは、いずれも、上記判決に控訴しなかったので、同判決は、〇〇年〇〇月〇〇日、自然確定した。

(6) ア Aについては、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇〇を本籍とし、同人を筆頭者とする新戸籍が編成された。

イ Bは、母の氏を称することとなり、〇〇年〇〇月〇〇日、Aを筆頭者とする戸籍に入籍された。

4 戸籍の附票の写しの交付申請を巡る事実の経緯

(1) 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第20条1項に基づき、Bの居所と安否の確認を理由として、処分庁に対し、Bの戸籍の附票の写しの交付を申請した(以下「本件交付申請」という。)

(2) しかし、AとBについては、いずれも、国の定めた住民基本台帳事務処理要領(以下「要領」という。)第5の10に基づき、申請人を加害者であるとして、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置」(以下「DV被害者支援措置」という。)が実施されていた。

(3) そこで、処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日、本件交付申請は不当な目的によることが明らかであるとして、住基法第20条第5項、第12条第6項に基づき、審査請求人に対して、戸籍の附票の写しを交付しないことを決定した(以下「本件処分」という。)

第3 住基法と住民基本台帳事務処理要領の規定

1 住基法の規定

(1) 住基法第12条第1項

市町村が備える住民基本台帳に記録されている者…は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し…又は住民票に記載をした事項に関する証明書…の交付を請求することができる。

(2) 住基法第12条第6項

市町村長は、第1項の規定による請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

(3) 住基法第20条第1項

市町村が備える戸籍の附票に記録されている者……又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し…の交付を請求することができる。

(4) 住基法第20条第5項

第12条…第6項…の規定は第1項の請求について、…準用する。

2 住民基本台帳事務処理要領の規定

(1) 要領第5の10前文

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として…次の措置を講ずるものとする。

(2) 同ア（ア）

市町村長は、その備える…戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(3) 同（イ）

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(4) 同イ（ア）

当初受付市町村長は、申出者が、ア（ア）に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等（以下「専門機関」と総称する。）の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し…の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(5) 同カ

支援措置の期間は、…当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年とする。

(6) 同キ

当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の1月前から、支援措置の延長の申出を受け、るものとし、申出のあった場合は、イ…の例により処理する。延長後の支援措置の期間は、…延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年とする。

(7) 同ク

市町村長は、次のいずれかに該当する場合は、支援措置を終了する。

C その他市町村長が支援の必要性がなくなったと認めるとき

(8) 同ケ

被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、被害者を保護するための措置であ

るから、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

(9) 同コ (イ)

市町村長は、支援対象者に係る…戸籍の附票…の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否…する。

ただし、…請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受け、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

第4 主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件支援措置の実施ないし継続の誤り

審査請求人は、Aに対し、婚姻係属中、精神的・身体的暴力を繰り返す等してドメスティック・バイオレンス（以下「DV行為」という。）に及んだことはない。

Aは、本件離婚等に係る訴えの本訴において、「審査請求人から、人格を否定する暴言や暴力を日常的に受けた。また、一方的に不貞行為を疑われ、暴力や嫌がらせを受けた。」と主張して、審査請求人に対し、損害賠償を求めたが、〇〇家庭裁判所は、上記事実を認めず、その請求を棄却する判決を言い渡し、同判決は、その後確定した。

審査請求人がDV行為の加害者ではなく、Aがその被害者でないことは、上記裁判所の認定事実からも明らかであり、Aは、要領第5の10ア（ア）の申出要件を満たす者に該当しない。

したがって、処分庁が、AとBについて、本件支援措置を実施し、ないし延長している

ことは、そもそも誤りであるから、その有効な存在を前提とする本件処分は、取り消されるべきである。

(2) 未成年者の利益確保の必要

審査請求人は、本件処分の結果、Bの居場所を知ることができず、その結果、Bは、審査請求人から父親の愛情を受けることができないでいる。

未成年者であるBの福祉と成長の観点からも、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) Aは、毎年、AとBについて、「AはDV防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住基法上の請求を行うおそれがある」状況にあり、その加害者は、元夫の審査請求人であるとして、住所地市町村長及び関係市町村長を名宛人として、DV被害者支援措置の延長申出をしている。

(2) 西宮市長は、要領第5の10イの記載に基づき、Aが相談に赴いた専門機関に意見を求めたところ、Aの申し出た「状況に相違ないものと認める。」、Bについても、「申出者を保護するため、支援の必要性があるものと認める。」との回答を得た。

(3) そこで、受付市町村長は、Aに上記確認をした旨を連絡し、AとBに対するDV被害者支援措置は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から1年間延長された。

(4) 審査請求人からBの戸籍の附票の写しの交付を求める申請（本件交付申請）は、上記支援措置が実施されている期間内に行われたものである。

審査請求人は、DV行為の有無を否定した確定判決の存在を指摘するが、上記の判決のみでは、審査請求人からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等がないとは言い切れない。

(5) したがって、DV行為により起こりうる事件の重大性・緊急性と比較衡量すると、本件支援措置が継続されていることは相当であり、これを理由に戸籍の附票を交付しないこととした本件処分に違法、不当な点はない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 住基法は、住民の利便を増進すること等を目的として、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定めるが（住基法第1条）、住民基本台帳に記載されている事項は、重要な個人情報を含むから、住民票や戸籍の附票の写し等の交付を受けることにより知り得た事項を使用するに当たっては、個人の基本的人権を尊重するよう努めることを求めている（同第3条第4項）。

(2) 国は、この法律の目的を達成するため、都道府県及び市町村に対し、その処理する事務について、必要な指導を行うこととされている（住基法第31条第1項）。

(3) そこで、国は、上記に基づき、要領（住民基本台帳事務処理要領）を策定し、その第5の10において、「市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、…戸籍の附票の写しの交付申請を含め、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的とし」て、DV行為等の被害者を支援する措置を講じることとし、その運用要領を定めた。

(4) 市町村長は、国が住民基本台帳事務に関して事務処理要領を定めたときには、住基法第31条第1項の規定からして、その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情が認められない限り、要領に従って事務処理を行うことが法律上求められている。

(5) 西宮市長（処分庁でもある。）は、本件において、要領第5の10キ及び同イに従い、専門機関に意見を求めたところ、Aの申し出た「状況に相違ないものと認める。」、Bについても、「申出者を保護するため、支援の必要性があるものと認める。」との意見を得た。

(6) そこで、西宮市長は、Aは、DV防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれのある者に該当し、審査請求人は、そ

の加害者であって、Aの住所を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがある。したがって、Aと、その子であって同一の住所を有するBに対しては、いずれも、支援の措置を行う必要があると確認した。

(7) 処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人からなされたBの戸籍の附票の写しの交付申請（本件交付申請）について、上記のとおり、AとBについては、支援措置が延長して実施されていたので、要領第5の10コ（イ）Aの記載に従い、住基法第20条第1項、第5項及び第12条6項に基づき、上記申請には不当な目的があるものとして、戸籍の附票の写しを交付しない旨を決定した。

(8) したがって、本件処分は、要領の記載に従って行われたものであるから、違法、不当な点はない。

第6 審査会の判断の理由

1 支援措置の存在理由とその要件等

(1) DV防止法

ア 配偶者（もと配偶者であった者を含む。以下同じ。）からの暴力や暴言等のいわゆるDV行為は、被害者の心身に有害な影響をもたらす重大な人権侵害行為であって、場合によっては犯罪ともなりうる違法なものであるから、これを放置することは許されない。

イ 国は、平成13年、DV防止法を制定し、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力等の防止及び被害者の保護を図ることとした。

ウ そして、都道府県と市町村に、その設置する適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることを求め（DV防止法第3条以下）、被害者が身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、その危害を防止するため、裁判所が、配偶者に対し、被害者の近辺に付きまとうことを禁ずること等を内容とする保護命令を発出する制度を制定した（DV防止法第10条以下）。

(2) 支援措置の必要性

ア 被害者は、配偶者と別居したとしても、DV行為の加害者である配偶者にその住所を知られるときには、再度DV行為を受ける危険にさらされるおそれがある。加害者が、被害者と同一の住所を有する者の住所を知り得た場合も、その危険は、同様に発生する。

イ そこで、国は、DV行為等の加害者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、要領第5の10により、支援措置の制度を策定した。

ウ しかし、支援措置が講じられた場合、配偶者は、住民基本台帳制度を利用することができなくなる。その不便と不利益に鑑みれば、支援措置を申し出た者が真にDV行為の被害者であり、配偶者がその加害者であるかは、慎重に判断される必要がある。

そこで、要領は、上記の判断を行うに当たっては、専門機関の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写しの提出を求めること、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により必要性の有無を確認することを求めている（要領第5の10イ）。

エ ところで、DV行為による被害者を保護する必要性の有無は、社会情勢や生活環境の変化等により未来永劫固定されるべきものではない。その必要性の有無は、時間の経過とともに変化していく可能性がある。

そこで、要領は、支援措置の実施期間を1年に限定し、支援措置を延長するかどうかを、申出者が支援措置の期間終了の1月前から終了日までの間に延長の申出を行うか否かに委ね、その申出があったときも、再度上記ウの確認手続を要するものとした（要領第5の10キ）。

オ また、市町村長は、事情の変化により、支援の必要性がなくなつたと認めるときには、支援措置を終了させるものとした（要領第5の10クC）。

カ 以上によれば、市町村長は、DV被害者支援措置を受けている者から延長申出を受けたときは、かつてDV被害の危険があつただけではなく、その時点においてもなおDV被害の危険があるか否か、その時点においてもなお被害者といいうるか否かの確認を

要するものというべきである。また、事情の変化を示す資料の存在を知ったときには、支援措置を終了するか否か、検討しなければならないものというべきである。

2 本件を判断する上で前提となる事実

(1) 審査請求人と、Aは、〇〇年〇〇月〇〇日、裁判離婚をした元夫婦である。

(2) 長女は、審査請求人と、Aの長女である。

(3) 審査請求人と、A及びBは、〇〇年〇〇月から、〇〇〇〇において、審査請求人名義の自宅で暮らしていた。

(4) Aは、〇〇年〇〇月〇〇日、Bを連れて別居した。

AとBは、以後、同一の住所で暮らしている。

(5) Aは、本件離婚等に係る訴えの本訴において、「審査請求人から、人格を否定する暴言や暴力を日常的に受けた。また、一方的に不貞行為を疑われ、暴力や嫌がらせを受けた。」等と主張して、審査請求人に対し、損害賠償を求めたが、〇〇家庭裁判所は、上記事実を認めず、その請求を棄却する判決を言い渡した。

Aは、同判決に不服を申し立てて控訴せず、判決は、〇〇年〇〇月〇〇日、自然確定した。

(6) Aは、〇〇年より以前に、住所地、もとの住所地である〇〇〇〇長と新たに戸籍を作成した地の西宮市長を名宛人として、A及び同一の住所を有するBの両名について、要領第5の10に基づくDV被害者支援措置を受けたい旨の申出をした（西宮市には、〇〇年以降の記録しか残っていないので、当初の申出がいつであったかは確定できない。）。

住所地市町村長ないし関係市町村長（西宮市長を含む。）は、専門機関の意見を聴取した上、AとBについては、いずれも、必要性を確認できたとして、元夫である審査請求人を加害者として、DV被害者支援措置を講じることとした。

(7) Aは、その後、毎年、住所地において上記措置の延長申出をし、住所地市町村長は、専門機関の意見を聴取してその必要性があると確認した上、措置の延長を行う手続を繰り返した。

(8) Aは、〇〇年も、AとBの両名について、DV被害者支援措置を1年間延長する申出

を行った。

西宮市長は、要領第5の10イ及びキの記載に基づき、専門機関に意見を求めたところ、同機関は、Aの申し出た「状況に相違ないものと認める。」、Bについても、「申出者を保護するため、支援の必要性があるものと認める。」と回答して、意見を述べた。

そこで、受付市町村長は、〇〇年〇〇月、Aに上記確認をした旨を連絡し、AとBに対するDV被害者支援置は、1年間延長された。

(9) 審査請求人は、AとBについてDV被害者支援措置が延長して実施されている期間内の〇〇年〇〇月〇〇日、住基法第20条1項に基づき、西宮市長(処分庁)に対し、Bの戸籍の附票の写しを交付申請した。

(10) 処分庁は、BについてDV被害者支援措置が講じられていたため、〇〇年〇〇月〇〇日、要領第5の10コ(イ)(A)の記載に従って、本件交付申請は不当な目的によることが明らかであるとして、住基法第20条第5項、第12条第6項に基づき、審査請求人に対して、Bの戸籍の附票の写しを交付しないことを決定した。

3 本審査会の判断

(1) 要領第5の10がDV被害者支援措置を設けた理由は、DV行為が被害者の心身に有害な影響をもたらす重大な人権侵害行為であり、被害者を保護する必要性が極めて高いことにある。

(2) しかし、DV被害者支援措置は、他方で加害者に住民基本台帳の閲覧と住民票や戸籍の附票の写しの交付を認めず、著しい不利益をもたらすものである。

そこで、要領は、支援措置を講じる必要性の有無の判断を行うに当たっては、専門機関の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写しの提出を求めること、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により必要性の有無を確認することを求めることとした(要領第5の10イ)。

(3) また、被害が発生する危険性は、社会情勢や生活環境の変化等により、時間の経過とともに変化する可能性があることに鑑み、支援措置を講じる期間を1年間に限定し、延長が必要な場合には、その都度、専門機関の意見を徴する等して、その時点での支援措置の

必要性の有無を判断すべきものとした（要領第5の10カ、キ）。

さらに、必要性の判断に影響を及ぼす新たな事情が判明すれば、その時点で、支援措置を継続するか否かを検討する機会を持ち、必要性がなくなつたと認めるときは、支援措置を終了させるべきものとした（要領第5の10クC）。

(4) そこで、本件を見るに、審査請求人は、〇〇年〇〇月の別居以来、Aの住所を知らず、少なくとも私的な場では、対面して会う機会を持ったことが一切ない。したがって、その間には、AにDV被害が生じたことがない。

また、全資料を精査するも、審査請求人に裁判所の保護命令が発出された事実を認めることもできない。

(5) Aは、〇〇年、本件離婚等に係る訴えを提起し、その本訴において、「審査請求人から、人格を否定する暴言や暴力を日常的に受けた。また、一方的に不貞行為を疑われ、暴力や嫌がらせを受けた。」等と主張して、審査請求人に対し、損害賠償を求めたが、〇〇家庭裁判所は、上記事実を認めず、〇〇年〇〇月〇〇日、その請求を棄却する判決を言い渡した。

Aは、同判決に不服を申し立てて控訴をせず、同判決の結果を受け入れた。

(6) ア 西宮市長は、記録に残っている〇〇年以降、毎年、AからDV被害者支援措置の延長申出がある都度、専門機関に意見を求め、AとBの両名いずれについても支援の必要性があるとの意見を得ている。

イ しかし、専門機関が、いつの、どのような資料に基づいて意見を述べたかは、西宮市に残っている資料から明らかでない。同機関が上記〇〇家庭裁判所の判決を知り、同判決の内容を検討した上で意見を述べたかも不明である。

(7) DV支援措置が講じられているとき、その加害者から住民票や戸籍の附票の写しの交付申請等があっても、当初の支援措置開始からそれほど時間が経過しておらず、かつ、他に資料がないときには、専門機関の意見を徴すれば、その意見を尊重し、専門機関の判断に従うことに特段問題はない。

しかし、当初の支援措置開始から相当の時間が経過している場合や、支援措置継続の必要性に疑義を生じさせるような資料の提供がなされた場合には、別異に考えるべきである。

すなわち、支援措置開始から一定の期間が経過した場合には、その後得られた新たな資料をも加味して、当該時点の意見を述べるよう求めるべきであるし、新たな資料が得られた場合には、これを提供して、その資料も加えて判断した意見を聴取すべきである。

(8) そこで、検討するに、

ア 本件においては、当初の支援措置申出がなされたのは、別居が開始した〇〇年ころである可能性が高いから、審査請求人が本件交付申請を行った〇〇年までには、すでに〇〇年が経過している。その間、Aと審査請求人は、少なくとも私的な場では顔を合わせたことはない。

イ 審査請求人と、Aの間では、本件離婚等に係る訴えが争われたが、〇〇家庭裁判所は、DV被害を受けたとのAの主張を容れず、その請求を棄却する判決を言い渡した。Aは、同判決を受け入れ、控訴しなかった。

ウ 処分庁は、審査請求人から同判決正本の写しの提供を受け、判決の存在とその内容を知った。

エ 以上の経緯に鑑みれば、西宮市長のなすべきことは、審査請求人から判決正本の提供を受けた時点で、専門機関にその写しを送付し、その他現時点までのすべての資料を基に総合判断するよう求めた上で、あらためて同機関の意見を徴することであった。そして、その意見を吟味し、AとBについて、DV被害者支援措置を継続するか、これを取り消すか、住所地市町村長とともに検討することであった。

(9) 本件においては、Aのみならず、Bについても、戸籍の附票等を交付しない措置が継続して実施されている。

しかし、DV被害者支援措置は、あくまで配偶者から被害者を保護することを目的とするものである。同一の住所を有する者について措置が実施されるのは、あくまで被害者を守るためであり、直接同一住所者を保護するためではない。

Bは、審査請求人の1人しかいない長女である。本件離婚等に係る訴えの判決においては、審査請求人とBとの関係は良好であったと認定されている。Bとの間に愛情を育むことは、審査請求人の権利であるし、Bの福祉と成長を保証するゆえんでもある。その機会

を奪うことは、DV被害者保護の強い必要性があつて初めて許される。もちろん加害者であれば、副次的効果として子どもとの面会が困難になる不利益も甘受しなければならないであろう。しかし、DV被害者保護の必要性が皆無ないし乏しい場合に、戸籍の附票の写しの交付等の住民基本台帳制度の利用が制裁的機能を持つこととなつてはならない。

(10) 当審査会は、本件について、AにDV被害の危険が現在も存しているか否か、その判断を行う専門的知見を有するものではない。DV被害が実際に起こった場合の危険とその被害の深刻さは、十分に理解している。

そこで、本答申において、本件処分を取り消すことはしない。しかし、本件処分を無条件に是とすることもしない。

処分庁も、やはりDV被害発生の危険を判断しうる専門的知見を有するものではないであろう。

そこで、異例の判断ではあるが、処分庁に対しては、本件離婚等に係る訴えの判決正本とその確定証明書を専門機関に送付し、現時点までに存するあらゆる資料を再検討してもらった上で、時間の経過も考慮して、改めて意見を徴することを勧告する。また、当該専門機関の意見のみで判断することができないときは、他の専門機関の意見も徴した上で、AとBについてなされているDV被害者支援措置を継続する必要があるか、再判断することを勧告する。

そして、その上で、審査請求人にBの戸籍の附票の写しの交付を認めるか否か、再検討するよう勧告する。

第7 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
令和2年1月17日	—	諮問書を受理
令和2年11月20日	第23回審査会	諮問内容の検討
令和2年12月11日	第24回審査会	諮問内容の検討及び答申に 向けての協議
令和3年1月20日	第25回審査会	諮問内容の検討及び答申に 向けての協議
令和3年3月4日	第26回審査会	諮問内容の検討及び答申に 向けての協議
令和3年3月30日	第27回審査会	答申案の審議
令和3年6月24日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前 田 雅 子